主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人春原源太郎上告趣意第一点について。

原判決がB名義の始末書(記録一九丁)を証拠としていることは所論のとおりである。そして、記録によれば、原審(差戻し後の原審)第一回公判期日において弁護人から右始末書の作成者Bの証人喚問を請求したこと。裁判所は右請求を採用の上受命判事をして法廷外(布施警察署)において喚問する旨決定を宣し、その取調べの日時場所を訴訟当事者に告知していること。そして右証人訊問は右決定並びに告知のとおり、昭和二六年三月一二日受命判事により施行されたこと。その訊問には被告人及び弁護人は何れも立会つていること。右訊問に当り受命判事はB証人に對して所論の始末書を讀み聞けて質問したのに對し、同証人は「お讀み聞けのとおり相違ない」旨を答えていること(記録二〇一丁)。

次で被告人は受命判事の問に對し、右証人の証言については何等意見弁解はない旨を答えていること、(記録二一〇丁)。そして右証人訊問調書は原審第二回公判廷において証拠調べされていること(そして、その際並びにその後においても、被告人も弁護人も右B証人の再喚問の申請はこれをしていない)、並びに右始末書は適法に公判廷で証拠調べされていること。以上はすべて本件記録により明らかなところである。

右の場合、右受命判事のした証人訊問の結果、即ち該証人訊問調書はこれを証拠に探用しても毫も違法でないことは所論も自認するとおりである。そこで右証人訊問において前示の如く受命判事は始末書を証人に讀み聞け、これに對し証人はお讀み聞けのとおり相違ない旨を答えた場合(即ち訊問調書に以上の記載がある場合)の如きは、その始末書は当該証人訊問調書の一内容を組成するものと解するを相当

とするものである。しからば原審が右B証人の訊問調書と所論同証人名義の始末書とを共に証拠に舉示したのは右の如く訊問調書の一内容として始末書をも舉示した趣意と解するを相当と認められるから、刑訴応急措置法一二条の規定を前提とする所論並びに所論引用の判例は何れも本件この場合に適切のものではない。それ故論旨は採用することができない。

同第二点について。

所論Aについては、差戻し前の第二審において弁護人の申請により被告人出頭の 同公判廷において証人として訊問している。この場合所論刑訴応急措置法一二条一 項にいわゆる「公判期日」は右の如く差戻し前の第二審公判廷においてした訊問の 場合をも含むものと解するを相当とするから(昭和二三年(れ)第一一六三号、同 二五年六月二八日大法廷判決参照。判例集四卷六号——二頁)、論旨は理由がない。

同第三点について。

所論は憲法三一条違反をも云為するけれども、その実質は刑訴法上の問題たるに過ぎないから、刑訴四〇五条所定の適法な上告理由に当らないばかりでなく、奮刑事訴訟法事件の控訴審及び上告審における審判の特例に関する規則(昭和二五年一二月二〇日最高裁判所規則三〇号、施行同二六年一月四日)八条により控訴審においても有罪の言渡しをするに当り「証拠の標目」を掲げることをもつて足ることとなり、原判決は右規則施行後に右規則に従つてなされたものと認むべきであるから、原判決には何等所論の違法はないのである。

同第四点について。

所論も適法な上告理由に当らない。のみならず本件は原審(差戻し後の原審)に おいて「被告人に不服あり、証拠調べをした事件」であるから、所論規則(前点掲 記の特例に関する規則)六条の適用のない事件でめる。したがつて、原判決は同条 にいう「……認定した事実のとおり」とは判示せず、刑訴施行法二条奮刑訴四〇 五条の規定の如く「……之を引用する」と判示しているのであるから、原判決に は何等所論の違法はない。

同第五点について。

原判示の趣旨は、第一審第一回公判調書記載の被告人の供述中原判決認定の事実 (その認定事実は第一審判決摘示の事実を引用)と合致する供述記載の部分だけを 証拠に採つた趣旨であることは勿論である。それ故所論原判示は所論規則八条の「 証拠の標目を掲げれば足りる」の法意に何等反するものではない。要するに本点所 論も判決の証拠説明は如何なる程度をもつて足るかという刑訴法上の問題であつて、 適法な上告理由に当らないから採るを得ない。

同第六点について。

所論は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により、裁判官全員一致の意見によって、主文のとおり判決する。

昭和二六年一二月二八日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	/]\	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官